

○松山市浄化槽保守点検業者登録条例

平成10年3月23日

条例第14号

改正 平成16年12月21日条例第85号

平成24年3月23日条例第24号

令和2年3月26日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は、3年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を市長に提

出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準じる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第6条第1項において同じ。）の氏名
- (4) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）の名称
- (5) 第12条第1項の規定により営業所に置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の番号

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、その登記事項証明書
- (2) 申請者が第6条第1項第1号から第7号まで及び第9号に該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 第12条第3項の規定により営業所ごとに備える器具の明細を記載した書類
- (4) 営業区域内で連絡を取る浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
- (5) その他規則で定める書類又は図面
(登録の実施)

第5条 市長は、申請書の提出があった場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに当該登録に係る申請者に浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）を交付しなければならない。

3 登録簿は、一般の閲覧に供する。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第16条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第16条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第16条第1項の規定により浄化槽保守点検業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第12条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があった場合について準用する。

（登録証の書換え）

第8条 浄化槽保守点検業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに登録証の書換えを受けなければならない。

（登録証の再発行）

第9条 浄化槽保守点検業者は、登録証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに登録証の再交付を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により登録証の再交付を受けた後において失った登録証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(廃業等の届出)

第10条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日から30日以内に、登録証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）であった者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第11条 市長は、前条の規定による廃業等の届出があったとき（その届出がなくとも同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）、又は登録がその効力を失ったときは、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合（前条の規定による廃業等の届出に基づき登録を抹消した場合を除く。）について準用する。

(営業所の設置等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、当該営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との緊密な連携を図る等浄化槽の管理が適正に行われるよう、専任でなければならない。ただし、営業区域内の浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触するが生じたときは、その日から2週間以内に、これらの規定に適合させるため必要な措置を採らなければならない。

ない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行わなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、清掃が必要であると認めたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に、その旨を通知しなければならない。

(登録証及び標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、その主たる営業所の見やすい場所に、登録証を掲示しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所（主たる営業所を除く。）ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(浄化槽管理士の研修)

第15条 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、市長が指定する資質の向上のための研修を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、その営業所の業務に従事する浄化槽管理士に対し、前項に規定する研修の機会を確保しなければならない。

(登録の取消し等)

第16条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第9号までの規定のいずれかに該当す

ることとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の規定による勧告に従わず，その情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか，法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の日における審理は，公開により行わなければならない。

3 第6条第2項の規定は，第1項の規定による処分をした場合について準用する。

(報告徴収，立入検査等)

第17条 市長は，この条例を施行するため特に必要があると認めるときは，浄化槽保守点検業者に対して，その業務に関し報告をさせ，又はその職員に浄化槽保守点検業者の事務所若しくは営業所に立ち入らせ，帳簿，書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第18条 次の表の左欄に掲げる登録等を受けようとする者は，同表の右欄に掲げる額の手数料を当該登録等の申請の際に納付しなければならない。

登録等の種類	手数料
第3条第1項の規定による登録	1件につき 24,800円
第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき 24,800円
第8条の規定による登録証の書換え	1件につき 1,300円
第9条第1項の規定による登録証の再交付	1件につき 2,000円

- 2 既に納付した手数料は、還付しない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者

(3) 第16条第1項の規定による停止の命令に違反した者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定に違反して措置を採らなかった者

(2) 第12条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定に基づき愛媛県知事が行った処分その他の行為で、本市を営業区域とする浄化槽保守点検業者に対するものは、この条例の規定に基づき市長が行った処分その他の行為とみなす。

(編入に伴う経過措置)

- 3 北条市及び中島町の編入の日前に，県条例の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 北条市及び中島町の編入の際，現に県条例の規定により愛媛県知事の登録を受けている者は，この条例の相当規定により市長の登録を受けた者とみなす。
- 5 北条市及び中島町の編入の日前に，編入前の北条市及び中島町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

付 則 (平成16年12月21日条例第85号)

この条例は，平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月23日条例第24号)

この条例は，平成24年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月26日条例第15号)

この条例は，令和2年4月1日から施行する。